

仮設建築物許可申請時の構造計算書添付のお願い

仮設建築物の許可申請時に構造計算書の添付が必要となります。

○建築基準法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当するもの

- ・ 構造設計方針 ⇒詳細は裏面

〔 設計者が仮設建築物の構造上の安全性や検討方法についての考え方を記載するもので、
建築基準法で規定されている方法以外の場合は特に具体的に記載 〕

- ・ 構造図
- ・ 構造計算書

○建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に該当するもの

(これまで通りの添付資料をお願いします。)

- ・ 転倒及び滑動に係る検討書

〔 地震及び風による水平力に対し、転倒及び滑動しないことを確かめるもの
基礎が鉄筋コンクリート造のものは不要 〕

- ・ 基礎伏図及び基礎詳細図

〔 建築基準法施行令第 38 条に適合することの確認も含む 〕

○構造計算にあたっての考え方

- ①：大地震に対して崩壊・倒壊等しないことの確認は、仮設建築物の実情に見合った方法とすることができます。

解説：仮設建築物は、令第3章第8節が除外されることから、実情に応じた構造計算が可能である。ただし、構造上の性能として、極めてまれに発生する地震による外力から収容する人命を守ることは最低限必要であり、その点では本設建築物と同程度の安全性は確保されるべきである。しかしながら、一般的な仮設材料を使用する場合、必ずしも建築基準法どおりの計算ルートを適用させることが、経済性等から合理的ではないと考えられる。このため一定の余裕を持たせた設計（中規模の鉄骨造で平面、立面ともにバランスが良く許容応力度計算の結果に余裕がある設計等）である場合は、本来ルート2以上による検討が求められる規模のものでも、ルート1による構造検討でも可とするとも考えられる。（計算方法の考え方については「期限付き建築物設計指針」参照）

- ②：荷重・外力に関しては、仮設建築物としての実情に見合った設定とすることができます。

解説：仮設建築物はその存在期間が限定されていることから、構造検討の際の荷重・外力の設定方法等は、本設に要求される基準を一律に適用させるのが、合理的ではない場合がある。日本建築学会から出版されている「建築物荷重指針・同解説」や「期限付き建築物設計指針」では、仮設建築物に適用させる荷重設定等の考え方が記載されており、これらを適切に用い計算することは、仮設建築物の安全上支障ないことの検討として、妥当と考えられる。また、低減のみでなく、例えば夏季のみの使用であれば積雪荷重を見込まないことも可とする。

- ③：上記基準①, ②によるもの以外については、原則として令第3章第8節に沿った検討としてください。

解説：短期間の設置を前提とした個別の計算方法の選択（基準①）及び荷重・外力設定（基準②）以外については、令第3章第8節の考え方にに基づき検討するのが妥当と考える。ただし、材料強度や許容応力度の設定等で、法で定める数値以外で根拠のある数値を用いる場合等は個別に協議する。

- ④：以上について、設計者としての設計方針を添付してください。（A4一枚程度）

解説：基準①～③で、案件ごとに実情に応じた検討を行うことを許容していることから、設計者は、仮設建築物の構造上の安全性の確保について、考え方やそれに応じた検討方法を示すこととする。

お問い合わせ

札幌市都市局建築指導部管理課指導係

TEL：011-211-2859